

令和6年度 中小企業組合運営事業



組合決算 2

大阪府中小企業団体中央会



組合の経理事務を担当することになりました、留意点を教えて下さい



協同組合は、組合員の経済活動の助成機関であるところにその使命があり、組合と組合員との関係は商人のようにその取引が投機的、思惑的な要素をもつものではなく、組合員の代行機能を営むものです。したがって、その計算も組合員に帰属する考え方でなければならぬという点に、組合経理の特異性があります。

組合経理を処理するに当たっての一般的な留意点は次のようにになります。

- (1) 協同組合は、その事業ごとに区分計算を行うように注意し、事業ごとに損益が検討できるようにすること。
- (2) 協同組合は、手数料と賦課金によって賄うのを本来の趣旨とするものですから、運営上の収支を十分に考慮して、予算統制による管理を行うようにすること。
- (3) 協同組合は、財務管理を徹底すること。

以上の点は、協同組合の特殊な性格からも是非実行したいものです。特に事業ごとの区分計算と予算の統制は重要となります。

1 損益計算書作成上の留意事項

損益計算書は、一事業年度の損益をその発生源泉別に収益と費用を対応して示し、組合の経営成績を表示しようとするものであるが、単に経営成績を明らかにするにとどまらず、将来の経費の節約、収益の増加を図る参考指針として重要であるばかりでなく、利害関係人にとっては、組合の損益状況を観察するための書類である。

組合会計は、企業会計原則に準拠し、さらに組合会計における剰余金の配当、持分計算、加入金、事業別会計等の特殊な会計が必要となる。

- (1) 損益計算書の様式は、組合法規則 97 条から 105 条までの規定により定められている。
- (2) 会社等営利法人の売上高は、組合では事業収益と賦課金等収入に区分する。
- (3) 会社等営利法人の売上原価は、組合では事業費用とされる。
- (4) 会社等営利法人の売上総利益金額は、組合では事業総利益金額とされる。
- (5) 従来の「事業間接費及び一般管理費」の区分は、事業間接費が、事業費用に含まれることから「一般管理費」だけの区分になった。
- (6) 損益計算書を作成するに当たっては、企業会計原則に準拠し、さらに組合会計における剰余金の配当、持分計算、加入金、事業別会計等の特殊な会計が必要である。

組合法規則 71 条には用語の解釈及び規定の適用に関して、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準、その他の会計の慣行を斟酌することが規定されており、この「その他の会計の慣行」のなかに組合会計基準の内容が含まれていると解される。

2 賦課金・使用料・手数料・特別分担金

組合は組合員のために各種の事業を行いますが、事業は経済事業と非経済事業に区分されます。組合は経済事業であっても営利を目的として行うことは許されず、あくまで組合の事業を通じて組合員の利益を増進しなければならないとされています。

したがって、組合という事業主体は、その事業を行うに必要な費用を組合員より使用料や手数料として徴収し、事業活動それ自体から利益を上げないようにするのが原則です。組合員より徴収する使用料や手数料の算定に当たっては、従量制、回数制、時間制等の基準が採用されており、組合員が事業から受ける利益に応じて負担する、応益負担の原則によるべきものとされます。

この原則が守られないと組合の一部組合員グループの犠牲において、他の一部組合員グループが利益を得ることとなり、組合員平等の原則に反し、組合の永続的な発展が期待できなくなるおそれが生じてきます。

しかし、組合が組合員以外の者の事業参加を認める場合は、組合員よりも高い料率を適用して使用料や手数料を徴収してもよいとされています。組合員以外の利用は、特定の事業における一定の期間を除き原則として組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員の利用分量の総額の20%以内においてのみ認められることとなっています（組合法第9条の2）。

賦課金について、「組合は、定款の定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。」（組合法第12条）と定めている。

また、講習会、研究会などを行う場合、参加組合員より実費として参加料を徴収するのが通常です。これらの実費支弁による収入は講習参加料等として事業収入に算入することとし、賦課金と区別することが必要です。

3 賦課金収入の消費税の取扱い

対価を得て行う取引だけが消費税の課税対象とされていますから、いわゆる無償取引は、原則として課税対象外です。この場合の対価については、消費税法で「対価として收受し、または收受すべき一切の金銭または金銭以外の物もしくは権利その他の経済的利益の額」をいうと規定しています。

事業者の多くは、同業者団体や組合に加入し、会費や組合費としてそれなりの負担を求められています。この場合の会費等に対価性はあるのでしょうか。消費税の取扱いでは、「その判定が困難なものにつき、継続して、同業者団体、組合等が資産の譲渡等の該当していないものとし、かつ、その会費等を支払う事業者側がその支払を課税仕入に該当しないこととしている場合には、これを認める」ことにしています。

受取側の課税売上げは、支払側の課税仕入れになるという関係にあるわけですが、お互いに課税取引としていなければ、税務上も問題にしないということです。このため、一般には、「通常会費」は対価性がないものとして処理している例がほとんどです。

なお、会費等について、団体や組合側が、対価性がないものとして扱うときは、会員や組合員にその旨を通知することとされています。

Q 賦課金に関する消費税法上の取り扱いについて、組合員から徴収している賦課金が消費税の課税対象になるか・否かを教えて下さい。

A 組合の賦課金は、従来から「組合が通常の業務運営のために経常的に要する費用をその

組合員に負担させ、その組合の存立を図るというような、いわゆる通常の組合費については、「資産の譲渡等の対価に該当しないもの（消費税の課税対象外）として取り扱っても差し支えない」ことになっています。しかしながら、賦課金といつてもその性格は様々であり、「資産の譲渡の対価に該当するかどうか」の判定が困難なことが多いため、貴組合でもお困りのことと思います。通達によると、「資産の譲渡の対価に該当するかどうかの判断が困難な」組合は、通達を適用して、組合が「消費税の課税対象外」とする旨を、組合員に通知すれば良いことになりました。なお、組合員への通知の方法は、この通達には記載していませんが、個別文書・通常総会の資料・請求書・領収書・振込依頼書等に記載する方法が考えられます。その事例は、次の通りです。

(1) 総会議案書への記載例

第 号議案経費の賦課及び徴収方法決定の件

(2) 請求書・領収書への記載例

（例えばゴム印で捺印）消費税課税対象外 消費税課税対象

(3) 振込依頼書への記載例

〇〇〇賦課金は課税対象外として取り扱うから、組合員は課税仕入れにはならない。

Q 当組合の創立 10 周年に当たり、組合名の入った記念品を贈りたいと思いますが、税務上の取扱いを教えて下さい。

A 国税庁は創立記念に際して、従業員に支給する記念品の非課税範囲について、処分見込価額で 5,000 円とされていた取扱いを 10,000 円（税抜き）に引上げることとし、その旨各國税局に通達し、昭和 60 年 9 月以降の支給分から適用しています。

この結果、組合が役員を含む従業員に対し、創立記念、増資記念、会館完成記念又は合併記念等に際して支給する記念品（現物に代えて支給する金銭は含まない。）で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては課税しなくとも差支えないことになっています。

- (1) その支給する記念品が社会通念上記念品としてふさわしいものであり、かつ、そのものの価額（処分見込価額により評価した価額）が、10,000 円（税抜き）以下のものであること。
- (2) 創立記念のように、一定期間ごとに到来する記念日に際し支給する記念品については、概ね 5 年以上の期間ごとに支給すること。

●創業記念品や永年勤続表彰記念品の支給をしたとき

創業記念で支給する記念品や永年にわたって勤務している人の表彰に当たって支給する記念品などは、次に掲げる要件をすべて満たしていれば、給与として課税しなくてもよいことになっています。なお、記念品の支給や旅行や観劇への招待費用の負担に代えて現金、商品券などを支給する場合には、その全額（商品券の場合は券面額）が給与として課税されます。また、本人が自由に記念品を選択できる場合にも、その記念品の価額が給与として課税され

ます。

1 創業記念などの記念品

- (1) 支給する記念品が社会一般的にみて記念品としてふさわしいものであること。
- (2) 記念品の処分見込価額による評価額が1万円（税抜き）以下であること。
- (3) 創業記念のように一定期間ごとに行う行事で支給をするものは、おおむね5年以上の間隔で支給すること。

2 永年勤続者に支給する記念品や旅行や観劇への招待費用

- (1) その人の勤続年数や地位などに照らして、社会一般的にみて相当な金額内であること。
- (2) 勤続年数がおおむね10年以上ある人を対象としていること。
- (3) 同じ人を2回以上表彰する場合には、前に表彰したときからおおむね5年以上の間隔があいていること。

《 未収賦課金 》

 決算期末における滞納の賦課金は、未収金に計上すべきでしょうか。又、この未収金に対して、貸倒引当金は設定できますか。

A 賦課金の原則的な計上基準は、通常総会における賦課金の賦課徴収方法に基づいて、納期の到来した金額を一斉に未収金に計上し、以後の賦課金の入金は、未収金の入金として取扱うことです。

しかし、組合の実情によっては、未収金をたてずに、入金の都度収益に計上する現金主義も認められますが、この場合にあっても、期末においては、未収賦課金を取り上げて、それを収益に取り込むことが必要です。

賦課金の性格上、その回収に不安が残る場合もありますが、組合員の脱退に際しては、未収分と払戻持分とを相殺することが可能であり、加えて賦課金の納付を完了している他の組合員との均衡上、「未収金」として債権の所在を明らかにすべきです。

その他共同購買事業にかかる未収手数料、あるいは共同金融事業にかかる未収利息についても、同様に考えるべきです。

一方、これらの債権については、財務の健全性の見地から貸倒引当金を設定します。貸倒引当金の繰入額は、原則として回収不能見込額によるのですが、一般には税務上の繰入限度額が計上されます。

《仕訳例》

◆未収賦課金を計上

- ① A社の賦課金50,000円が期末までに入金されなかった。

借 方	貸 方	
未収賦課金	50,000	賦課金収入

◆未収賦課金が入金

② A 社の賦課金 50,000 円が翌期首に小切手で入金された。

借 方	貸 方
現 金	50,000 未収賦課金

売掛金については員外利用の規制が直接及ばないので、組合員売掛金、外部売掛金として区別する必要はないが、共同購買事業などで員外者の売掛金が多額な場合や、組合員と員外者との取引条件が異なる場合などは、組合の実状を組合員に理解させるために組合員売掛金、外部売掛金の区別を行うことが望ましい。共同購買事業で員外利用がなく、また共同販売事業で卸・小売商などの取引先（員外者）だけに販売するような場合は、特に組合員売掛金、外部売掛金とせず「売掛金」で処理してもよい。



補助金の経理処理について

当組合は、本年度地方公共団体より補助金の交付を受けることになりましたが、会計処理について教えて下さい。



国や地方公共団体から交付された補助金は、大別すると経費補助金、施設補助金とに分類されます。補助金の交付を受ければ、受贈益が発生するので、税務上補助金収入は益金として取扱われます。しかし、経費補助金は事業を営む上で必要な人件費、物件費、事業経費等に対して交付されるものなので、税務上益金として取扱われても、これに見合う事業経費が損金として発生し、差引計算上、補助金による所得が発生しないので、課税されないことがあります。

経費補助金は、次のように処理します。

(1) 補助金の交付を受けた時

(借方) 現金（又は預金） ×××

(貸方) ○○○補助金収入 ×××

(2) 事業経費を支出した時

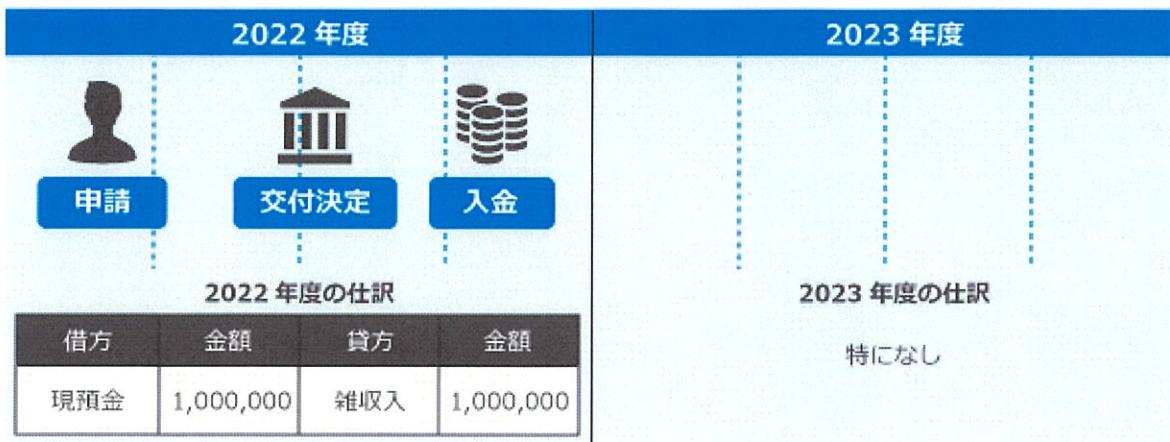
(借方) ○○○事業費 ×××

(貸方) 現金（又は預金） ×××

補助金・助成金等の会計と税務

《会計処理①》

補助金・助成金は、会計上も税務上も特に区別なく取り扱われ、原則として交付決定年（基本的には受け取った年と一致）の雑収入として計上します。



《会計処理②》

決算期を跨ぐケースの注意点！

補助金・助成金は、申請後に事務局で審査が行われることも多いため、期中に申請したのに期末時点では入金されないというケースもあります。

この場合、たとえ入金されていなくても、期末時点で審査を通過して支給を受けることが確定しているのであれば、期中で収益を計上する必要があるということです。



《会計処理③》

交付決定自体が来期になりそうな場合、期中に収益が確定しない場合は計上も行いません。

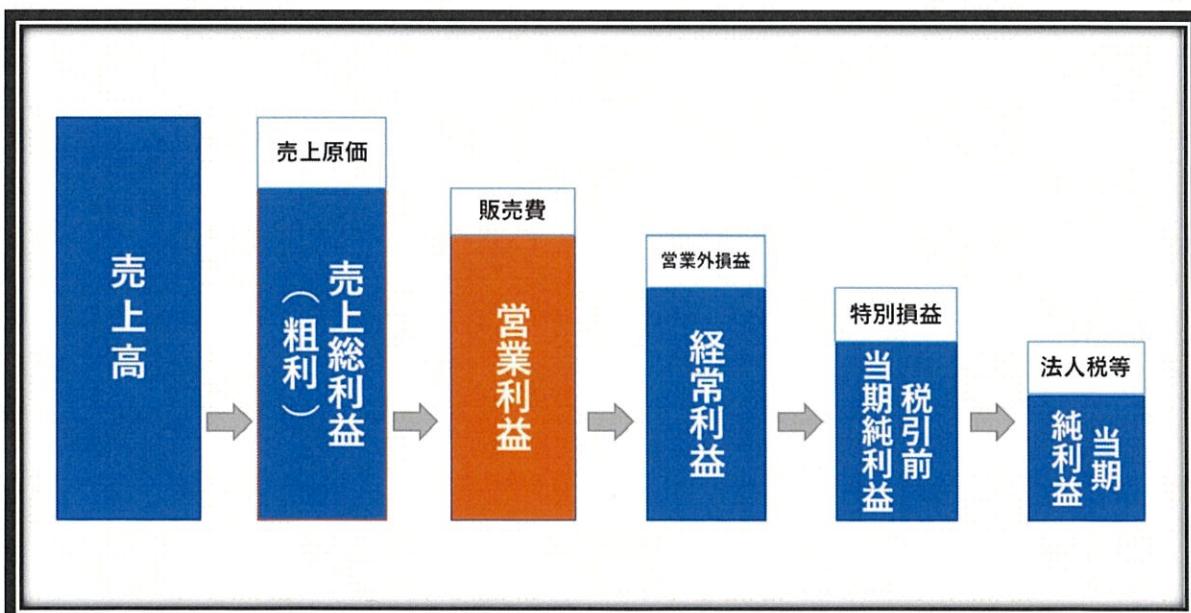
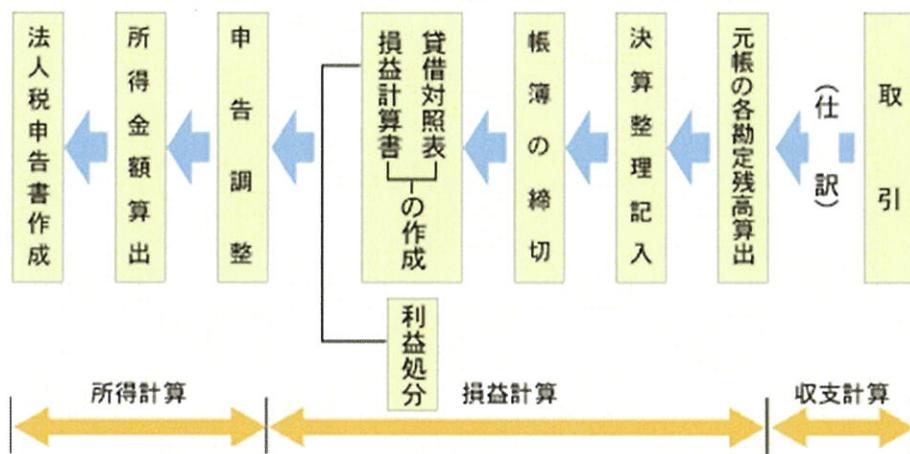


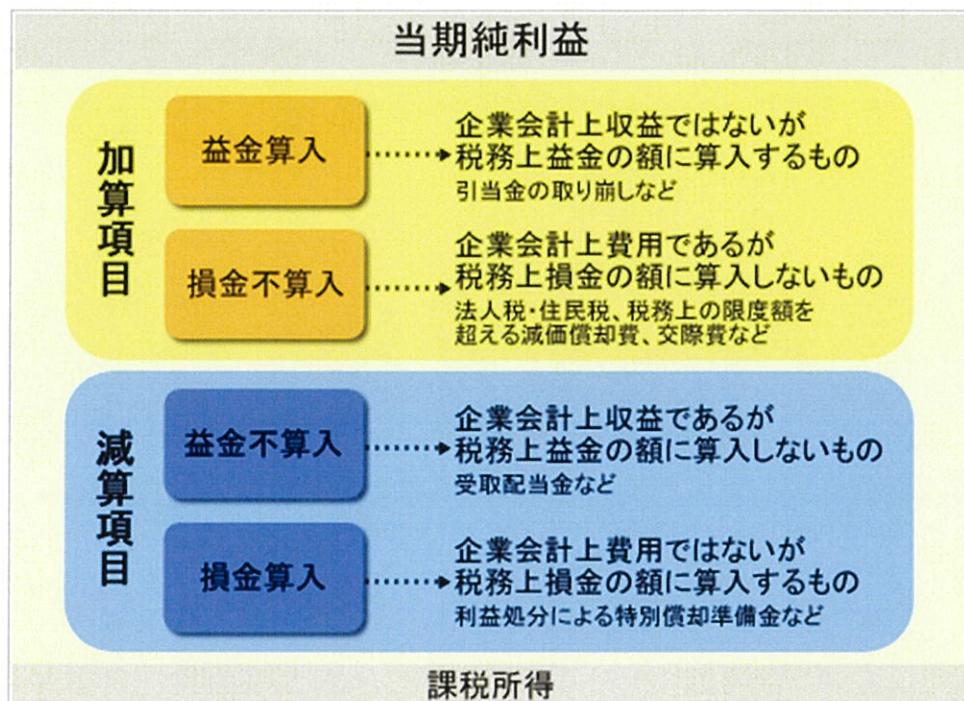
講座 1

損益計算と所得計算

税務申告は、決算上の利益に基づいて所得計算を行い、申告納税額を算出する一連の手続きです。まず法人税の課税標準である課税所得を算出することにあります。

損益計算書に書かれている組合の利益（決算利益）は、簿記の手順に従って、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準によって算定されます。この損益計算書で示される組合の利益は総会の承認を受けなければ確定しません。税法上の所得金額は、ここで算定された決算利益をもとに、課税の公平を図るため、法人税法の「別段の定め」に従って、修正して計算します。つまり、「別段の定め」にある益金算入、益金不算入、損金算入、損金不算入の部分をプラス（加算）したりマイナス（減算）したりして、組合の利益と所得金額（課税所得）を調整します。





《練習問題》

次の文章は、組合に関する税法の取扱いを述べたものである。文中の イ ~ ハ について、語群A~Gの中から最も適切なものを選び、その記号を解答用紙の解答欄に記入しなさい。

1. 法人が、その所属する協会、連盟その他の同業団体等の構成員の有する事業用資産について災害により損失が生じた場合に、その損失の補てんを目的とする構成員相互の扶助等に係る規約等に基づき合理的な基準に従って当該災害発生後に当該同業者団体等から賦課され、提出した分担金等は、その支出した日の属する事業年度の イ の額に算入する。
2. 事業協同組合等は、法人税法上では、ロ に分類され、公益法人等とは異なり、すべての所得に課税される。
3. 事業協同組合等が金融機関から受ける預金利子は、消費税が非課税であり、事業協同組合等が国等から受ける補助金は、消費税がハ である。

[語 群]

- | | | |
|---------|----------|-------|
| A. 交際費 | B. 協同組合等 | C. 課税 |
| E. 公共法人 | F. 不課税 | G. 捐金 |

[解答欄]

イ	ロ	ハ
---	---	---

--	--	--

[解 答]

I	O	H
G	B	F



会議費と懇親会費について、会議費に懇親会の費用を含めてはいけないのはなぜですか。



会議費は、総会費、理事会費、各種委員会費を指します。懇親会費はそれぞれの会に付随して考えられるものもあり、総会のあとに行われる組合員の懇親会は、むしろ交際費や福利厚生事業の親睦的事業とも思われます。一般管理費や各種事業費のうちの会議費と、交際費、福利厚生事業費の懇親会は区別すべきと考えられます。では、会議に引き続いて行われる食事代等は会議費に含められるのか。会議費のうち税務上の交際費等とされるものが含まれていると、その費用が明確に区分されていない場合、その全額が交際費と判定されます。

○ 収支予算案と事業計画

1 収支予算(見積損益計算書)

収支予算については、中協法において通常総会(通常総代会)に付議しなければならないこととされているが、その作成のための基準については、事業計画と同様に中協法規則に特段の規定はない。

組合会計は、その性格から収支の均衡を図ることが理想的である。

そのためには、まず実施事業の内容を充分に検討して事業計画を立てるとともに、この事業計画の実施に伴って生ずる収入額及び支出額を的確に見積もって、収支予算を作成することが必要である。

2 事業計画

事業計画は、通常総会(通常総代会)において組合の当該事業年度内において実施を予定する共同事業の実施計画及び予想計画等に関する組合員に付議する書類である。

したがって、組合の定款に規定され、かつ、現実に実施しようとする各事業について、でき得る限り的確に記載することが必要である。

事業計画の作成の基準については、中協法規則に特段の規定を有してはいないが、組合が実施する共同事業が組合員との取引によって成り立っていることにかんがみ、どのような資金によってその共同事業の運営が行なわれるのかを付記すべきである。

また、事業計画が事業報告と表裏一体の関係にあることを勘案し、事業報告に求められる項目であって予定される事項がある場合には、できるだけ盛り込むことが重要である。

講座 2 決算書式（剰余金・損失処理案）

剰余金処分案

自 年 月 日
至 年 月 日

円

I 当期未処分剰余金（又は当期末処理損失金）

1 当期純利益金額 (又は当期純損失金額)	××
2 前期繰越剰余金 (又は前期繰越損失金)	× <u>△××</u> ××

II 組合積立金取崩額

1 特別積立金取崩額	××	××
------------	----	----

III 剰余金処分額

1 利益準備金	××
2 教育情報費用繰越金	××
3 組合積立金	
特別積立金	××
○○周年記念事業積立金	××
役員退職給与積立金	<u>×</u> ×
4 出資配当金	××
5 利用分量配当金	
共同購買事業配当金	××
○○事業配当金	<u>×</u> × <u>×</u> × <u>×</u> ×

IV 次期繰越剰余金

××

（作成上の留意事項）

- (1) 利益準備金、教育情報費用繰越金、組合積立金のうちの特別積立金は、当期純利益金額（繰越損失金がある場合にはこれをてん補した後の金額）をもとに計上すること。
- (2) 出資配当及び利用分量配当は上記処分を行った後に行うこと。
- (3) 商工組合、企業組合、協業組合は、教育情報費用繰越金の処分はない。
- (4) 脱退者への中協法第20条による持分払戻しがあるときは、別に、脱退者持分払戻計算書を作成する。

損失処理案

自 年 月 日
至 年 月 日

円

I 当期末処理損失金

1 当期純損失金額（又は当期純利益金額）	××
2 前期繰越損失金（又は前期繰越剩余额）	<u>××</u> ××

II 損失てん補取崩額

1 組合積立金取崩額	
特別積立金取崩額	××
○○周年記念事業積立金取崩額	××
役員退職給与積立金取崩額	<u>××</u> ×
2 利益準備金取崩額	××
3 資本剩余额取崩額	×× <u>××</u>

III 次期繰越損失金

××

(作成上の留意事項)

- (1) 中協法第56条による出資一口の金額の減少を行い生じた出資金減少差益(定款参考例第54条の減資差益)及び、持分計算の結果出資金に満たない額を払い戻した時に生じる出資金減少差益(定款参考例第14条の減資差益)を、損失てん補に充てるときは、資本剩余额取崩額に表示する。なお、資本剩余额取崩額は、資本準備金項目である加入金、増口金及びその他資本剩余额項目である出資金減少差益、その他の資本剩余额項目に区分して表示することができる。
- (2) 当期末処理損失額が少なく、次期以降の利益でてん補できる見込みのときは、次期以降へ繰越損失金として繰越しても差し支えない。



剩余额処分案の作成に当たって一般的に留意すべき事項について教えて下さい。



A 組合は定款で定める額に達するまで、毎事業年度の剩余额の 10 分の 1 以上を利益準備金として積立て、そして、その定款で定める額は出資総額の 2 分の 1 を下回ってはならず、損失のてん補に充てる場合を除いては、取崩してはならないこととなっています。(組合法第 58 条第 1 項～ 3 項)

又、教育情報事業を行う組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剩余额の 20 分の 1 以上を翌年度に繰り越さなければなりません。さらに、前期からの繰越損失金がある場合には、まずこれをてん補した後、なお剩余额がある場合に限り、所定の規定により処分を行うことになっています。

例えば、本年度、100 の利益剩余额が生じたケースについて考えてみると、前期繰越損失がない場合は、100 をベースとして積み立てこととなります。前期繰越損失が 30 あった場合には、まずこれをてん補し、つまり 100 から 30 を引いた残りの 70 をベースとして積み立てることとなります。

Q

当組合では、5月に通常総会を開催し、昨年度の決算が承認されました。剩余金処分案では、定款の定めにあるとおり、昨年度の純利益金額から①『法定利益準備金』として1/10以上を積み立て、②『教育情報費用繰越金』として1/20以上を次年度に繰り越し、③『特別積立金』として1/10以上を積み立てることにしています。具体的な仕訳の方法や留意点等はありますか。

剩余金処分案		
自	●年 4月 1日	
至	●年 3月 31日	
I 当期末処分剩余金		(単位：円)
1 当期純利益金額	100,000	
2 前期繰越剩余金	<u>200,000</u>	<u>300,000</u>
II 剩余金処分額		
1 利益準備金	10,000	
2 教育情報費用繰越金	5,000	
3 組合積立金		
特別積立金	<u>10,000</u>	<u>25,000</u>
III 次期繰越剩余金		<u>275,000</u>

A

剩余金処分案にて承認された内容は、総会で承認された後に、適正に経理処理をする必要があります。経理処理をする日付は、総会開催日と同日になります。

借方勘定	金額	貸方勘定	金額
当期純利益金額	100,000	利益準備金	10,000
		教育情報費用繰越金	5,000
		特別積立金	10,000
		繰越利益	75,000

※剩余金の処分は、毎年度の純利益金額(その年度に発生した利益)から処分することになっており、前期繰越利益金額は含みません。

①『法定利益準備金』及び②『教育情報費用繰越金』は、「中小企業等協同組合法第58条」により、③『特別積立金』は、組合定款により、下記のように定められています。

①『法定利益準備金』は、毎年度の純利益金額の1/10以上を出資総額の1/2以上になるまで、積み立てなければなりません。

②『教育情報費用繰越金』は、教育情報事業を実施している組合が、その事業の費用に充てるため、毎年度の純利益金額の1/20以上を次年度に繰り越さなければなりません。

③『特別積立金』は、組合の定款の定めにより毎年度の純利益金額の1/10以上を積み立てな

ければなりません。

- (1) 組合会計における、剩余金処分は、組合法 58 条第 1 項の準備金及び同条第 4 項の繰越金の積立が法定されており、当期純利益金額（繰越損失を控除した額）の 10 分の 1 以上を法定準備金として、20 分の 1 以上を教育情報費用繰越金として、積み立てることになっている。なお、この積立は、当期純利益金額（繰越損失を控除した額）が、少額であっても積み立てなければならない。
- (2) 法定準備金は、定款で定める額に達するまでは積み立てなければならない（組合法 58 条 1 項）。また、損失のてん補に充てる以外は、取崩ができない（組合法 58 条 3 項）。
- (3) 教育情報繰越金は、組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報に関する事業に充てるため積み立てる繰越金であるから、教育情報事業の実施に従い、取崩して使用する。

Q 剩余金の処分としての「教育情報費用繰越金」の取扱いについて教えて下さい。

A 「教育情報費用繰越金」は定款で法定繰越金といわれ、翌期の教育情報事業のために、当期の剩余金のうち 20 分の 1 以上を翌事業年度に繰り越すよう定められた（組合法第 58 条第 4 項）もので、その会計的性格は、法定利益準備金や特別積立金のように、利益剰余金として組合の資本を構成するものではなく、翌期の費用に充てるための引当金的性格を持つといえます。

通常総会で決算が確定し、剩余金処分が決定したときに（借方）未処分利益剰余金、（貸方）教育情報費用繰越金の仕訳を行います。次に翌期中に「教育情報費用繰越金」として繰り越されている額を全額戻し入れして収益計上します。すなわち（借方）教育情報費用繰越金（貸方）教育情報費用繰越金戻入の仕訳を行います。したがって、この場合は貸借対照表に「教育情報費用繰越金」が表示されません。

又、税務計算上、教育情報費用繰越金戻入は益金に算入されませんから、法人税の所得計算上、確定申告書別表四で減算することが必要となります

- (1) 特別積立金は、定款により、当期純利益金額（繰越損失を控除した額）の 10 分の 1 以上を、損失のてん補に充てるために積み立てる。ただし、定款に特別積立金が出資総額に相当する金額を超える部分については、総会の議決により損失てん補以外の支出に充てることができるよう定めている場合は、支出目的に従い、取り崩して使用する。
- (2) その他の任意積立金は、総会の議決により積み立て、その積立目的の支出に従い、取り崩して使用する。

(3) 剰余金の配当は、組合法第59条により、損失をてん補し、法定準備金と教育情報費用繰越金を積み立て、さらに定款による積立として特別積立金の積立を行った後に、配当ができることになっている。出資配当金は、組合法59条と定款により、年1割を超えない範囲内において払込済出資額に応じて行う。

(4) 利用分量配当は、組合法59条と定款により、組合の事業を利用した分量に応じて行う。利用分量配当は、法人税法第60条の2により損金算入が認められているが、固定資産の処分による剰余金、員外利用から生じた剰余金、又は協同組合の自営事業から生じた剰余金の部分から利用分量配当をすることは認められていない。

Q

当協同組合の現在の試算によると、当期決算において、若干の利益を計上できる見通しです。については、剰余金処分にあたって留意すべき点を説明して下さい。

A

剰余金の処分は、準備金の積み立て及び繰越金による内部留保と、出資配当及び利用分量配当による外部流出とに分けられます。

◎積立金について

中小企業等協同組合法第58条によると、組合は定款に定める額に達するまでは毎事業年度の剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てなければなりません。そして、その定款で定める額は、出資総額の2分の1を下回ってはならず、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩してはならないと規定しております。これを法定準備金といい、法律で共同経営体としての組合の健全な発展と、組合員及び債権者の利益を保護するために不測の損失に備えて、毎事業年度の剰余金の一部の積み立てを規定している訳です。従って、剰余金が少額であっても、必ず積み立てることが必要です。

◎配当について

外部流すなわち剰余金の配当は、中小企業等協同組合法第59条により、第一に損失をてん補し、法定準備金と教育情報費用繰越金並びに定款に定める任意積立金(特別積立金)を控除した後に行うことになっています。配当の方法は、定款に定められているところにより、組合員が組合の事業を利用した分量に応じてする利用分量配当と、年1割を超えない範囲内において払込済出資額に応じてする出資配当とがあります。利用分量配当の基準となるものは、各組合員が、当該事業年度において納付した手数料、使用料等の額または共同事業の利用数量等です。配当の相手は、組合員に限られ、員外利用者は除外されます。また、脱退した組合員については、脱退年度分は対象となります。なお、利用分量配当と出資配当との順位では、組合の基本原則からすれば利用分量配当が優先されますが、組合を運営していくには、共同経営体としての資本充実を図るために、適正金利の支払いという意味で、出資配当を行い、残額を利用分量配当に充てるという考え方も十分納得できます。

※ これらの剰余金処分の税務上の取り扱いは、利用分量配当は損金算入できますが、その他は規定に則った処分であっても、課税対象となります。

剰余金処分案

【ポイント】

- 1 剰余金処分案についても中協法規則に基づき作成することが義務付けられている。
2. 利益準備金は、当期利益剰余金の10分の1以上を定款で定める額に達するまで積立てているか。
3. 法定繰越金（会計基準では教育情報費用繰越金という）は、当期利益剰余金の20分の1以上を繰越しているか。
4. 出資配当は、出資金に対して、年10%以内になっているか。
5. 利用分量配当は、当期利益のうち、組合員との取引により生じた剰余金の部分から、組合員の利用高に応じて行っているか。

組合法第58条に規定している毎事業年度の剰余金は、当期利益剰余金より繰越損失を控除した額である。

項目	A	B	C
I 当期末処分剰余金又は当期末処理損失金	(180)	(25)	(△20)
1 当期純利益金額	100	100	100
2 前期繰越剰余金又は前期繰越損失金	80	△75	△120
II 剰余金処分額	(25)	(6.25)	
1 利益準備金	10	2.5	
2 特別積立金	10	2.5	
3 教育情報費用繰越金	5	1.25	
4 ○○○○			
III 次期繰越剰余金又は次期繰越損失金	155	18.75	△20

損失処理案

損益計算の結果、当期損失が生じた場合は損失処理を行うことになる。

損失処理については、組合法第 58 条第3項に、損失填補にあてる場合は利益準備金を取崩してもよいことを規定している。

定款参考例第 62 条には、損失金填補の順序として、特別積立金、法定利益準備金(会計基準では利益準備金としてある)、資本準備金の順序を示している。

損失金が多額で、特別積立金、利益準備金、資本準備金で損失填補ができず、今後も剰余金の生じる見通しのないときには、組合法第 56 条、第 57 条により出資1口の金額を減少し、減資差益(その他資本剰余金)により損失填補を行う。

損失処理案は、このような損失填補の方法を記載する。

会計基準の損失処理案の様式には、損失填補の方法として特別積立金、利益準備金、資本準備金を損失填補に充てるため取崩した場合を示している。

損失処理案

I 当期末処理損失金	△1,000
II 損失てん補取崩額	
1. 組合積立金取崩額	
(1) 特別積立金取崩額	100
2. 利益準備金取崩額	100
3. 資本剰余金取崩額	
(1) 資本準備金（加入金）取崩額	300
(2) その他資本剰余金（出資金減少差益）取崩額	500
III 次期繰越損失	0

監査・会計管理

会計管理とは、組合の会計組織、会計処理などの方法について、会計組織上の欠陥より生ずる損失又は、過失を発生させないようにすることです。

理事は、職員を過信して一切を職員任せにすることなく、組合財産の保管及び出納の他、会計事務の処理についても、たえず綿密に点検すると共に、監事は組合会計の記録について、不正・誤謬があるかを監査するために、期末だけでなく期中に於いても定期的な監査をすることが望ましいとされています。

監事の監査意見書の様式

監査意見書

中小企業等協同組合法第40条第5項により、組合から受領した第〇期財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案(損失処理案)及び事業報告書を監査した。

(1) 監査の方法の概要

決算関係書類及び事業報告書の監査のため、会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会、照合及び報告の聴取、理事会議事録の閲覧、重要な事業の経過報告の聴取その他通常とするべき必要な方法を用いて調査した。

(2) 監査結果の意見

- ① 財産目録、貸借対照表、損益計算書は、組合の財産及び損益の状況のすべての重要な点において適正に表示している。
- ② 剰余金処分案(損失処理案)は、法令及び定款に適合している。
- ③ 事業報告書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示している。

(3) 追記情報(決算関係書類について記載すべき事項がある場合)

令和〇年〇月〇日

× × × 協同組合

監事 ○ ○ ○ ○ 印
監事 ○ ○ ○ ○ 印

監事の職務権限、責任について

協同組合の監事の職務は組合の会計監査をすることにあり、原則として、業務についての直接監査権は与えられていないことに注意して下さい。

監事の職務権限として主なものは次のとおりです。

- (1)理事が総会に提出しようとする決算関係書類について意見書を作成すること。
- (2)会計の帳簿及び関係書類を閲覧、謄写すること。
- (3)理事、参事、会計主任及び職員に対して会計に関する報告を求める事。
- (4)組合の業務及び財産の状況を調査すること。(ただし、これは会計監査のため特に必要がある場合のみ認められます。)

監事がこれらの職務を行わず、組合に損害を与えた場合には、その監事は連帯して組合に対する賠償の責を負わなければなりません。

監事の悪意又は重過失により第三者に損害を与えた場合には、その監事は直接第三者に対して損害賠償の責任を負うことになります。

なお、監事が損害賠償の責を負う場合において、理事もまた賠償の責任があるときは、その監事と理事は連帯債務者となります。



BREAK TIME

(大阪府中小企業団体中央会のミッション)

最近の中小企業を取り巻く環境は、デジタルトランスフォーメーション(DX)をはじめ、様々な変革が求められています。

また中小企業の置かれて入り環境もめまぐるしく変化しており、アフターコロナ・ウイズコロナを踏まえたビジネスモデルへの転換や、M&A・事業承継、生産性向上のためのIT化推進、人材の確保など、経営課題も多様化・複雑化が進んでいます。

その中で「大阪府中小企業団体中央会」は、会員組合・企業等のお客様が求められ必要とされる支援・相談業務を行うことだけでなく、会員組合・企業の経営者に寄り添い、課題解決のための支援(伴走型支援)を行えるよう組織を挙げて取り組んでまいります。

行動指針

- ・組合及び組合員(組合等)の立場になり、組合等から求められるスキルを磨き、組合等のために一丸となって組合等の夢を実現していきます
- ・一組合 一企業の経営者の思いを実現し
　　大阪府の地域経済を未来へと繋いでいく

「大阪府中小企業団体中央会」

講座 3

組合員の脱退に伴う処理

1 脱退の意義

脱退とは、組合の存続中に特定の組合員が組合という団体を脱し、その組合員としての地位を失うことをいいます。組合は組合員の人的結合によって成り立っていますが、いったん組合員となった者でも、組合の構成者として不適格になれば、法律の規定によって当然に、あるいはその組合員の自由な意思によって組合を脱退することができます。

2 脱退の態様

脱退は、その原因により二つの態様に区分されます。

「自由脱退」・・・組合員の自由な意思に基づいてなされる脱退

「法定脱退」・・・法律の定める一定の事由によってなされる脱退

3 自由脱退と脱退予告

組合員は、自分の意思により自由に組合を脱退することができます。脱退の自由は、加入の自由とともに法律によって定められている組合の基本原則です。なお、脱退届を提出した組合員は、脱退の効果が生じる事業年度の終わりまでは、それまでどおり組合員としての権利・義務を有します。

4 法定脱退

組合員の意思にかかわらず、組合法の定める一定の事由が組合員に発生することによって、その組合員が当然に組合を脱退し、組合員としての地位を喪失することをいいます。法定脱退事由としては、次の4つがあります。

- ① 組合員資格の喪失
- ② 死亡または解散
- ③ 除名
- ④ 公正取引委員会の排除審決

脱退の時期は、自由脱退のように事業年度の終わりではなく、その事由が発生した時点となります。なお、法定脱退事由のうち、組合員資格の喪失および死亡または解散については、当該事由が発生した場合に直ちにその旨を組合に届け出させるようあらかじめ定款・規約等で定めておくことが必要です。

 持分払戻に伴う経理処理について説明して下さい。なお、当組合の脱退者持分払戻に関する定款規定は、出資額限度払戻であり、脱退希望組合員の出資額は5万円（1口1万円）です。

A

まず事業年度末日において、次の経理処理を行い、決算書上に表示します。

（借方）出資金 50,000円

（貸方）未払持分 50,000円

次に、通常総会において決算書が承認されることによって組合正味財産の額が確定しますので、この後において持分の払い戻しが行われることとなります。

ここで脱退者の持分額が出資額を上回ったとしても、定款規定に従って出資額を限度として払い戻せばよいことになり、次のような経理処理を行います。

(借方) 未払持分 50,000 円 (貸方) 現金(又は預金) 50,000 円



出資配当金についての留意点

組合の帳簿価額による正味財産は出資額の2倍となっているほか事務所用土地建物を所有し帳簿価額は200万円ですが、時価が2,000万円程度です。今般、組合員のA社が脱退を申し出されました。A社の出資額は50万円ですが、50万円を払い戻せばよいのでしょうか。

また、B社は組合事業の利用につき不正の行為があった為、定款の規定に基づき総会において除名決議がなされました。B社に対する持分の払い戻しはどうしたらよいのでしょうか。B社の出資額は40万円です。



A 脱退には予告期間を経て事業年度の終わりに脱退する自由脱退と組合員資格の喪失、死亡または解散、除名などによる法定脱退の2つの態様があります。

脱退した組合員に対する持分の払い戻しは定款の定めるところによることとなっているので、組合の定款を確認する必要があります。

定款の定めが次のようなケースの場合。

(脱退者の持分の払い戻し)

第●●条

組合員が脱退したときは、その持分の金額は出資額を限度として払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

この場合、組合員の持分の金額は帳簿価額や時価で評価すれば、出資額を上回ることとなります、定款の定めにより出資額を限度として払い戻せばよいので、次のように処理します。

(1) A社の場合

① 事業年度末尾において

(借方) 出資金 500,000 円 (貸方) 未払持分 500,000 円

② 現金支払いの時

(借方) 未払持分 500,000 円 (貸方) 現金預金 500,000 円

自由脱退の場合、脱退しようとする組合員はあらかじめ定款に定められた予告期間前に脱退届を組合に提出して、初めてその事業年度末日において組合を脱退することになり、脱退届を提出した組合員も脱退時点である事業年度の終わりまでは、従来通り組合員としての権利義務を有するので、事業年度末日の日付で出資金の払い戻しが決定したとき①の処理をします。また、通常総会における決算案の承認によってはじめて組合財産の額が確定することとなるので、持分払い戻し請求権の行使は通常総会終了後でなければならないと考えられますので、②の処理は通常総会後となります。

(2) B社の場合

① 事業年度末日において

(借方) 出資金 400,000 円 (貸方) 未払持分 400,000 円

② 通常総会後、持分額が確定したとき出資額と持分額との差額を処理

(借方) 未払持分 200,000 円 (貸方) 資本準備金 200,000 円

③ 現金支払いの時

(借方) 未払持分 200,000 円 (貸方) 現金預金 200,000 円

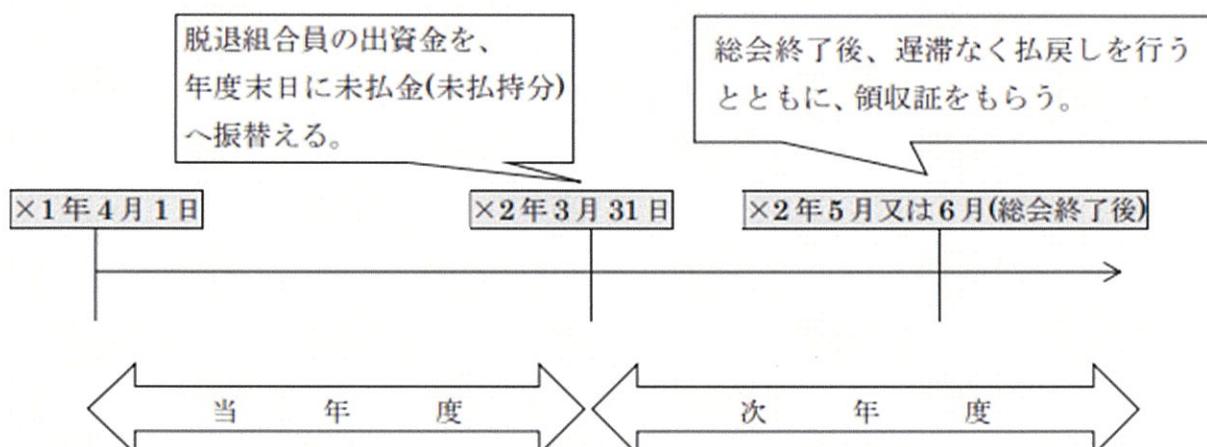
除名脱退の場合、除名された組合員にその旨を組合より通知しなければなりません。この通知をすれば脱退が確定するのですが、脱退者に対して払い戻すべき出資金の決定は自由脱退者の場合と同じく、脱退した事業年度の終わりにおいて行われ、現実の払戻時期はそれが確定する通常総会以後となります。したがって除名脱退者は脱退後事業年度の終わりまで組合員ではありませんが、出資金は持分計算上そのまま継続して計上されざるを得ないことがあります。そのため①の処理は事業年度末日の日付をもって実施されます。

5 脱退の事務手続

事業年度末が3月31日の組合の例で考えると以下の流れである。

1 組合員が脱退を申し出た年度の年度末(3月31日)に、当該組合員の出資金を未払金(未払持分)へ振替える。

2 次年度の通常総会後、遅滞なく当該組合員へ持分払戻しを行う。この時、領収証をもらうこと。



領 収 証	
○ ○ ○ 組合 御中	
金 ○ ○ ○ ○ 円 也	
(内訳 但し、貴組合脱退による持分払戻し金額として)	
上記正に受領いたしました。	
○○年○月○日	氏名 ○ ○ ○ ○ ㊞

払戻し金額が、5万円以上となった場合収入印紙が必要となる。(組合と組合員との取引に基づく受取書は、印紙税法(別表第1-17号)、印紙税法基本通達(別表1-17号文書21)で非課税であるが、脱退者は既に組合員でないから課税される。)

(参考資料)

死亡脱退による事業協同組合からの払戻金にみなし配当課税の是非

(事案の概要)

事業協同組合の組合員の死亡による脱退に伴い払い戻された金額のうち、組合員の出資金を超える部分については、所得税法 25 条に定めるみなし配当にあたるとして、配当所得にかかる所得税の納税告知と不納付加算税の賦課決定が行われたのに対し、組合側は、払戻金は組合員の死亡後に確定するもので、組合員に帰属せず、組合員の所得ではないと主張し、処分の取り消しを求めていた事案。

組合側は、そもそも死亡により成立する権利が、死亡した者にいったん帰属することはあり得ないとして、払戻金は組合員に帰属しないとして、所得税の課税の対象にはならないと主張。

また、組合への出資持分の払戻しは、組合員が生前に組合活動に貢献してきた代償としての死亡退職金や賞与等に類似する性格を持つこと等から、この払戻金は死亡後3年以内の支給が確定した死亡退職金や賞与、支給期が到来していない給料と同様に、相続財産として取り扱われるべきであって、所得税を課すべきではないとも主張。

払戻金が組合員の死亡後に確定すること、また相続税法 3 条 1 項 2 号及び相基通 3-32、3-33 に照らしてみても、死亡した組合員が死亡後に支払いを受ける事業協同組合の組合員持分額の取扱いについては、死亡退職金と同様に所得税を課さずに相続財産として取り扱うべきであると主張している。

(判決要旨)

東京地裁民事第 3 部の定塚誠裁判長は、組合員の死亡脱退に伴う払戻請求権は、組合員が死亡した時点で確定的に発生し、死亡した組合員に帰属するというべきとし、出資金の超過額についても死亡した組合員の所得になるとして、課税当局の処分を違法とすべき理由はないとして、組合側の請求を棄却している。

判決では、まず、組合員の死亡による脱退に伴う持分の払戻請求権について、死亡した組合員に帰属し、その出資額を超過した払戻額は、死亡した組合員の所得になるかについて、判断が示されている。その中で、中小企業等協同組合法の規定及び問題になった組合の定款によれば、組合において、組合員の死亡により、原則として、脱退後の事業年度末日における払戻対象金額を出資口数に応じて算定した金額の持分の払戻請求権が当然に発生し、払込済出資額等以上の部分は、総会決議により減額されることがあることをいわば一部解除条件として、死亡した組合員がこれを取得するというべきとした。

また、死亡により成立する権利が死亡した者にいったん帰属することはあり得ないとする組合側の主張に対しては、持分払戻請求権は組合員の死亡によって発生する権利であって、およそ死亡によって組合員にいったん帰属することが法律上あり得ないということはできない上、実質的にみても持分払戻請求権は組合員が有していた持分が金銭に転化したものであって、同一性が認められるから、持分払戻請求権が死亡した組合員にいったん帰属すると解すべきことには合理性が認められるとした。

次に、組合員の死亡による脱退に伴う持分の払戻請求権は、死亡後3年以内に支払われる退職手当金等と同様に、相続税のみを課し、所得税は課されないとする、組合の主張について、判断を示している。

判決では、中小企業等協同組合法の定めの下での、組合員の持分、あるいはその払戻請求権が、所得税法又は相続税法基本通達にいう退職手当金、功労金及びこれらに準ずる給与あるいは賞与、俸給又は給与等に、直接に該当すると解することはできないとした。そして、組合員の持分、あるいはその払戻請求権は、いわば組合の純資産に対して組合員が当然に持つべき「分け前」であり、組合員の基本的な権利として位置づけられる性質を有するものであって、実質的にみても、これを雇用契約等から生じる退職手当金、賞与、給与等と一緒に扱うべき理由はないとして、組合側の主張を退けている。

これらの理由により、組合側の請求については、いずれも理由がないとして棄却し、課税当局の処分を適法と判断している。

【配当をもらえる人】

配当を組合員以外の人がもらうことは出来ない。

したがって、賛助会員(賛助金を支払っている)が、出資配当をもらったり、員外利用者が利用分量配当をもらうことは出来ない。

脱退者は、脱退日まで組合員であるのだから脱退年度の配当はもらうことができる。

出資配当に関する経理処理を示すと次のとおりです。

出資配当を支払うとき(一部を未払出資金に充当する場合)

(借方)	未 払 出 資 配 当 金	600,000	(貸 方)	現 金 預 金	180,000
				未 払 込 出 資 金	300,000
				預 り 金	120,000

源泉所得税を納付するとき(20%で試算「※20.315」%)

(借方)	預 り 金	120,000	(貸方)	現 金 ・ 預 金	120,000
------	-------	---------	------	-----------	---------

講座 4

組合等の特別賦課金

Q

協同組合等が徴収した特別賦課金の繰越し

当組合は、組合員の経営に関する指導事業等を行うために設立された事業協同組合です。この度、組合員の技術の向上を図るために特別の技術指導を実施することとなり、これに要する経費を各組合員から「特別賦課金」として徴収しました。この技術指導等の実施期間は翌期にもまたがっており、そのため、特別賦課金の一部も翌期に支出します。このような場合でも、特別賦課金の全額を当期の収益としなければならないのでしょうか。

A

その賦課金の目的の事業が翌期に繰り越されたため生じた剰余金で、その目的に従つて翌期に支出することが確実であると認められる部分の金額は、「前受金」等として経理することが認められます。

協同組合等は、一般に、その組合員の経済活動に対する助成活動（共同仕入、共同販売等）と、組合員の教育、指導等の事業を行うものですが、後者の事業を行う場合には、その事業の経費に当てるため、通常、組合員から特別の賦課金を徴収します。

この場合、その賦課金の目的となった事業をその賦課金を徴収した事業年度において行うことができない場合であっても、その賦課金収入は、原則として徴収した事業年度の益金の額に算入されますので、その事業年度において法人税の課税を受けることとなります。しかし、課税を受けてしまいすると、翌期にその賦課金の目的となった事業に充てる資金が不足するということも考えられます。

そこで、このような結果を回避するため、協同組合等の行う教育事業又は指導事業が翌事業年度に繰り越されたことによりこれらの事業に充てるために課した賦課金につき剰余金が生じた場合で、かつ、その目的に従つて、翌事業年度中に支出することが確実であると認められる部分の金額を仮受金等として経理した時は、その計算が認められることとされています。（基本通達 14－2－9）

Q

賦課金と組合事業との関係について教えて下さい。

A

協同組合の事業の費用調達方法には、中協法第 13 条に「組合は、定款の定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる。」又、中協法第 12 条には「組合は、定款の定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。」と規定されているとおり、使用料及び手数料による方法と経費の賦課による方法の二通りの方法があります。

これらの方法の相違点は、前者が経済事業に要する費用を調達する場合に原則として用いられ、後者が、非経済事業の費用を調達する場合に用いられることにあります。これは組合の

経済事業が組合員によって利用度が異なるため、その費用の調達については、使用料、手数料等の受益者負担によらねばなりません。他方、非経済事業については、組合員全体が共通に利益を受けるため、組合員全体に経費を賦課する必要があることからています。

したがって、経費の賦課は原則として、手数料、使用料の徴収の可能な経済事業については行わず、手数料、使用料の徴収が不可能な非経済事業についてのみ行われます。

しかしながら、このことは非経済事業の費用の調達は必ず賦課金によらなければならぬということを意味するものではなく、組合が出資を基礎として経済事業を営む共同経営体であることを考えれば、理想的には非経済事業についても経済事業の収入で、その費用を賄うのが妥当と考えられます。

Q 決算期末における滞納の賦課金は、未収金に計上すべきでしょうか。

A 賦課金の原則的な計上基準は、通常総会における賦課金の賦課徴収方法に基づいて、納期の到来した金額を一斉に未収金に計上し、以後の賦課金の入金は、未収金の入金として取扱うことです。

しかし、組合の実情によっては、未収金をたてずに、入金の都度収益に計上する現金主義も認められますが、この場合にあっても、期末においては、未収賦課金を取り上げて、それを収益に取り込むことが必要です。

賦課金の性格上、その回収に不安が残る場合もありますが、組合員の脱退に際しては、未収分と払戻持分とを相殺することが可能であり、加えて賦課金の納付を完了している他の組合員との均衡上、未収金として債権の所在を明らかにすべきです。

その他共同購買事業にかかる未収手数料、あるいは共同金融事業にかかる未収利息についても、同様に考えるべきです。

Q 教育情報事業を実施するために徴収した賦課金が、講習会開催を延期したために残ってしまいました。剰余金として課税されると延期された講習会の予算に不足を生じて実施できなくなりますが、この場合の仮受処理はどうすればよいのでしょうか。

A 教育事業又は指導事業の経費の支出に充てるために賦課金を賦課した場合に、その賦課の目的となった事業の全部又は一部が翌年度に繰り越されたため当該賦課金につき剰余が生じたときに、その剰余の額の全部又は一部をその目的に従って翌年度中に支出することが確実である場合は、その部分の金額を仮受経理することが認められています。(法人税基本通達14-2-9)

この場合は、まず「教育情報賦課金収入」として一般賦課金と区分して経理されていること、教育事業又は指導事業が翌年度に繰り越されたこと、翌年度中に支出することが確実なこと等が必要とされます。

それぞれの時点での仕訳は、次のようになります。

《徴収時点》

(借方) 現金 ×××

(貸方) 教育情報賦課金収入 ×××

《事業年度末》

(借方) 教育情報賦課金収入 ×××

(貸方) 仮受賦課金 ×××

《翌期首》

(借方) 仮受賦課金 ×××

(貸方) 教育情報賦課金収入 ×××

《事業実施時》

(借方) 教育情報事業費 ×××

(貸方) 現金 ×××



BREAK TIME

(協同組合と社会関係資本)

大きく時代が変革する時期において、改めて組合の役割を考える必要があると思います。

戦後の復興期を経て高度成長期に入った時期には、中小企業は大企業より小さいために集団化・協同化して規模の経済性を高めるとことが組合の存立根拠の一つとされてきました。

このことも大事ですが、時代が移ってくと、「知識」が重要になってきます。

知識を創造するために異業種のネットワークを形成することが大切となりました。

では、これからに時代に求められるは何か?と考えると、日本のビジネス文化の根底にある「信用」や「信頼」のもつ経営資源としての価値を再評価すべきと思います。

信用や信頼は「社会関係資本」(注)と呼んでいます。経営は、「ヒト・モノ・カネ・情報」と言いますが、第6の資源として「社会関係資本」を創出する仕組みが重要になります。

組合という「相互扶助の精神」が社会関係資本の源泉であり、日本文化の根底にあるものです。つまり、協同して共に未来に向かって進んでいく、これが個々の企業にとっても第6の経営資源になるのではないでしょうか。

組合同士がコラボし、大阪、関西、そして日本の発展に寄与することが期待されています。

(注)

「社会関係資本」とは、人と人の関係性を資本として捉える考え方で、個人間のつながりを持つことで社会の効率性を高めることができる「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織を表しています。

英語では「ソーシャルキャピタル」といいます。米国の政治学者、ロバート・パットナム氏によって定義されました。パットナム氏によると、社会関係資本は「個人間のつながり、すなわち社会的ネットワーク、およびそこから生じる互酬性と信頼性の規範」と定義されています。互報性のある規範というのは、何かを与えられた側が何らかの返礼を行うなど、相互に利益がある状態のこと。「人的資本」や「心理的資本」と並び、働く上で役立つ力として注目されています。

自然災害が起こったり、身近な人が困っていたりするとき、「困ったときはお互い様」と助け合う姿がみられます。これは社会関係資本の中での「互報性の規範」で、社会関係資本が厚いことを示しています。

講座 5

事業分量配当の損金算入

【協同組合等の事業分量配当等の損金算入制度の概要】

協同組合等が組合員その他の構成員に対し、その者がその事業年度中に取り扱った物の数量、価額その他協同組合等の事業を利用した分量又は事業に従事した程度に応じて分配する金額は、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される（中協法第61条1）。

すなわち、この種の法人は、法令又は定款の定めるところにより、出資に応ずる配当のほか、組合員の組合事業の利用分量に応ずる配当（剩余金の分配）をすることができる。従って、後者の剩余金の分配は、形式的には資本等取引であるが、その実体からみて（仕入割戻し等）、事業の利用分量に応ずる配当の金額が損金の額に算入される。

これに対応して、その分配により組合員等が受けた金額は、所得税法の適用については配当所得以外の所得の収入金額となる。つまり、それを受けた者が法人である場合には、この部分の金額については、利益の配当等の益金不算入の規定の適用はない。また、これを受けた者が個人である場合には、それぞれの営む事業等に応じて、事業所得、不動産所得等の収入金額となる。

剩余金は組合員との間における取引から生ずるもののが大部分を占めるため、組合員に対する剩余金の分配は、各組合員に対する一種の値引き又は割戻しの性質を持つ。

Q 中協法第9条によると、利用分量配当は、法人税法の所得の金額の計算上、損金算入する旨の規定がありますが、会計処理上、どのような手続きをすればよいのでしょうか。又、期中に利用分量配当を行うことはできないのでしょうか。

A 事業協同組合は、毎事業年度の利益剰余金に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したものから、法定利益準備金等を控除した後、利用分量配当又は年1割を超えない範囲内の払込済出資額に対する出資配当ができます。利用分量配当は、組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じて利益剰余金を分配するものです。その性格は出資配当と異なり、売上割戻に近いといえます。中協法第9条（事業利用分量配当の課税の特例）では、法人税法第61条（協同組合等の事業分量配当等の損金算入）の規定を受け「組合が組合事業の利用分量に応じて配当した剩余金の額に相当する金額は、法人税法の定めるところにより、当該組合の同法に規定する各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。」と規定しています。

（事業分量配当の対象となる剰余金）

14-2-1 法第60条の2第1号《事業分量分配金》に規定する事業分量に応ずる分配は、その剰余金が協同組合等と組合員その他の構成員との取引及びその取引を基礎として行われた取引により生じた剰余金から成る部分の分配に限るのであるから、固定資産の処分等による剰余金、自営事業を営む協同組合等の当該自営事業から生じた剰余金のように組合員その他の構成員との取引に基づかない取引による剰余金の分配は、これに該当しない。

講座 6

事業分量配当の計算

Q

事業分量配当の対象となる剰余金の計算

当協同組合は、組合員の経営に対する指導事業と購買事業を行っています。

当期において、800万円の利益が生じましたが、その内訳は次のとおりです。この場合事業分量配当として損金算入が認められる額はいくらでしょうか。

指導事業の利益	△100万円
購買事業の利益	700万円
受取利息の額	200万円
当期純利益	800万円

A

購買事業により生じた当期利益の額700万円の範囲内で分配した事業分量配当は、損金として認められることになります。

法人がその利益又は剰余金の分配として支出した金額は、資本等取引として損金の額に算入されないこととされていますが、協同組合等が行う剰余金の分配のうち組合員の事業の利用分量等に応じて支払われるものについては、組合員に対する割戻し等として、損金の額に算入することとされています（別表4減算）。

この損金の額に算入される事業分量配当の額は、事業分量配当を行うとする事業の当期利益の額を基とし、かつ、その組合に対する当期剰余金の額が限度となります。

この場合、事業分量配当を行うとする事業の当期利益の額は、その営んでいる事業別に損益計算を行い、組合員その他の構成員との取引及びその取引を基礎として行われた取引に基づかない取引による損益は、除外して計算することになります（基本通達14-2-1）。

従って、自営事業に係る損益のほか、次のようなものは原則として対象となりません。

- ① 固定資産の売却損益
- ② 余裕資産により行った預貯金の利子
- ③ 余裕資産により取得した有価証券の償還差損益及び売却損益又はその有価証券の配当等
- ④ 組合員等との取引以外の取引に起因する金銭債権に係る貸倒損失又は償却債権取立て益、貸倒引当金の繰入額又は戻入額
- ⑤ 前期以前に積み立てた利益積立金の戻入益

質問の場合、受取利息の200万円は、事業分量配当の対象外となり、当期純利益800万円のうち、購買事業に係る当期純利益の額700万円の範囲内の金額を事業分量として損金の額に算入することが認められます。

講座 7

組合等の出資配当金

Q

出資配当金についての留意点

当組合は今期の中途において増資払い込みが行われました。今期業績が好調であったので事業分量配当のほかに出資配当を実施したいと思いますが、実施上の留意点を説明してください。

A

中小企業組合法によれば、組合は損失をてん補し、利益準備金及び教育情報費用繰越金を控除した後でなければ、剩余金の配当をしてはならず、剩余金の配当は、定款の定めるところにより、組合員が組合の事業を利用した分量に応じ、又は年1割を超えない範囲内において払込済出資額に応じてしなければならないことになっています。（組合法 59①②）組合員に対する配当は、組合法並びに組合の本質から考えて、利用分量配当を優先すべきとする考え方もありますが、利用分量配当と出資配当とを併せて行うことが妥当な配当のあり方ではないかと判断されます。

実際の運営方法としては、共同体としての資本充実を図るために出資金に対して、適正金利を支払うという意味で、まず出資配当をし、残額を利用分量配当とすることが望ましいとする考え方もあります。

また、出資配当は、利用分量配当と違って課税対象金額とされるうえに、支払に当たっては源泉所得税を徴収しなければならない等の資金面や事務面に負担がかかる関係から、出資配当の方が利用分量配当より敬遠される傾向にもあるようです。

出資配当に関する経理処理を示すと次のとおりです。

（1）出資配当を支払うとき（一部を未払出資金に充当する場合）

（借方）	未払出資配当金	600,000	（貸方）	現金・預金	180,000
				未払込出資金	300,000
				預り金	120,000

（2）源泉所得税を納付するとき（20%で試算「※20.315」%）

（借方）	預り金	120,000	（貸方）	現金・預金	120,000
------	-----	---------	------	-------	---------

《記帳例題》

次の①～③の仕訳を解答欄に示しましょう。なお、勘定科目は下記の語群の中から選んで使用すること。

- ① 通常総会において承認され、未払計上していた出資配当金 300,000 円について源泉所得税 20%を差引、小切手で支払った。
- ② 期末における貸金等の合計額 80,000,000 円に対し 0.5% の貸倒引当金を計上する。
- ③ 理事会で当組合への加入が承認された甲社より、組合出資金 500,000 円及び加入事務

手数料 30,000 円が組合の当座預金口座に振り込まれた。

(語 群)

加入手数料収入	現 金	未払利用分量配当金
貸倒引当金	出資金	貸倒引当金繰入
預り金	未払出资配当金	当座預金

[解答欄]

	借 方 科 目	金 额	貸 方 科 目	金 额
①				
②				
③				

[解 答]

	借 方 科 目	金 额	貸 方 科 目	金 额
①	未払出资配当金	300,000	当 座 預 金 預 り 金	240,000 60,000
②	貸倒引当金繰入	400,000	貸 倒 引 当 金	400,000
③	当 座 預 金	530,000	出 資 金 加 入 手 数 料 収 入	500,000 30,000

《記帳例題》

次の①～③の仕訳を解答欄に示しましょう。なお、勘定科目は下記の語群の中から選んで使用すること。

- ① 当組合の通常総会において剩余金処分につき次のとおり決定した。

利益準備金 120,000 円

特別積立金 120,000 円

教育情報費用繰越金 60,000 円

出資配当金 200,000 円

- ② 上記①で計上した教育情報費用繰越金につき戻入処理を行った。

- ③ 上記①で計上した出資配当金について、源泉所得税 20%を差し引き、小切手にて支払った。

(勘定科目欄)

未処分利益	教育情報費用繰越金	現 金
利益準備金	未払出资配当金	当座預金
特別積立金	未払利用分量配当金	仮受賦課金
教育情報費用繰越金戻入	預り金	

[解答欄]

	借 方 科 目	金 領	貸 方 科 目	金 領
①				
②				
③				

[解 答]

	借 方 科 目	金 領	貸 方 科 目	金 領
①	未 処 分 利 益	500,000	利益準備金 特別積立金 教育情報費用繰越金 未払出资配当金	120,000 120,000 60,000 200,000
②	教育情報費用繰越金	60,000	教育情報費用繰越金 戻 入	60,000
③	未 払 出 資 配 当 金	200,000	当 座 預 金 預 り 金	160,000 40,000

令和元年度 第3問

(設問2)

下記事項により、A事業協同組合の法人税等の税務申告に關し、解答用紙の各欄に指定された事項を計算し、記入しなさい。なお、A事業協同組合は設立以來青色申告を行っている。ただし、この問題では、地方法人税は考慮しないものとする。

1. 当期は、自平成31年4月1日至令和2年3月31日の事業年度とする。
2. 損益計算書の税引前当期純利益金額は、2,100,000円である。
3. 税務調整事項は以下のとおりである。
 - (1) 当期の租税公課で処理されている預金利子に係る所得税額は102,100円（復興特別所得税を含む）であり、同金額は全額法人税額から控除するものとする。
 - (2) 受取配当金等の益金不算入額は202,100円である。
4. 法人税の税率は15%とする。
5. 道府県民税法人税割の税率は5%とする。

(解答)

(設問2)

(単位：円)

法人税額		道府県民税法人税割額	
所得金額	2,000,000	課税標準となる法人税額	300,000
法人税額	300,000	道府県民税法人税割額	15,000
控除する所得税額	102,100	納付すべき道府県民税法人税割額	15,000
納付すべき法人税額	197,900		



(参考資料)

事業協同組合の解散と清算による残余財産の分配について

………事業協同組合の解散と残余財産の分配及び清算結了

事業協同組合は、その目的に向かって事業を進め、組合員の発展に寄与して活動が継続されていきますが、時にはその事業協同組合の設立時の役割を終えて組織を消滅させることもあります。(中企法第 62 条)

事業協同組合法人としての事業活動を終了させることを「解散」といい、解散した後その法人を消滅させるために法人の財産のすべてを換価していく活動期間=「清算事業年度」を進めます。その後、清算が終わり残余財産を確定して、出資金を含む残余財産を組合員に分配をおこないます。最終的に事業協同組合の財産がすべてなくなつたことが確認されたときが「清算結了」となります。なお、事業協同組合においても基本的な登記事務手続や税務手続は、株式会社などの法人と同様ですのでここでは具体的な手続きについては省略させてもらいます。

(残余財産は組合員へどのような基準で分配されるのか)

清算事務が完了して残余財産が確定されると、その残余財産(現預金)は組合員へ分配されることになります。事業協同組合は、各年度で生じた剰余金を「出資額」若しくは「組合員が事業を利用した分量」、又は「出資額と組合員が事業を利用した分量」に応じて配当(中企法第 59 条)して組合員に還元することから、そもそも清算結了時に出資額を超える多額の残余財産が残ることは少ないと思われます。

各年度の剰余金の配当がおこなわれてきた場合でも清算結了時に拠出した出資額以上の残余財産が生じた場合、拠出された出資額を超える残余財産(現預金)は、組合員にどのように分配されることになるのでしょうか。

事業協同組合の根拠法である『中小企業等協同組合法』には、残余財産の分配に関する規定は見当たりません。

一方、民法では、「組合」(民法第 12 節)のことが定められており、第 688 条 3 項に「残余財産は、組合員の出資の価額に応じて分配する。」とあります。

また、中企法には規定されていませんが、事業協同組合の定款には、「持分」の条項を設け、「組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。(均等式)」としている事業協同組合の多くが、この条項によりその事業協同組合の財産は、常に組合員が「出資額に応じた持分」により所有しているとしています。この持分の所有については、民法における「組合財産の共有」(民法 668 条)と同じです。

このように『中小企業等協同組合法』に残余財産の分配、持分に関する明文規定はありませんが、民法の「残余財産の分配」と「組合財産の共有」、その事業協同組合の定款の「持分」の条項により、清算結了時の残余財産(出資額及び出資金を超える額)についても出資額に応じて組合員が所有していることから、持分の割合で分配することに問題は生じないと考えられます。

なお、残余財産の分配に係る税務上の取扱いは、組合員に分配された金額のうち拠出した出資金を超える金額は、みなし配当として源泉所得税の対象となりますので留意してください。

アンケート



よろしく
お願ひします



◆ 令和6年度 中小企業組合運営指導事業(研修)アンケート ◆

組合決算② 講習

中小企業組合運営指導事業（教育・啓発事業）を受講いただき、ありがとうございます。

皆様のご意見を今後の研修企画の参考にさせていただきたく、是非、アンケートにご協力をお願いします。

1. 貴組合の状況についてお教えください。

- | | | | | |
|-----------------|-------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| ①組合員数について……… | <input type="checkbox"/> 10未満 | <input type="checkbox"/> 10～30未満 | <input type="checkbox"/> 30以上 | |
| ②事務局員数について……… | <input type="checkbox"/> なし | <input type="checkbox"/> 1人 | <input type="checkbox"/> 2～3人 | <input type="checkbox"/> 4人以上 |
| ③設立からの経過年数について… | <input type="checkbox"/> 3年未満 | <input type="checkbox"/> 3～5年未満 | <input type="checkbox"/> 5～10年未満 | <input type="checkbox"/> 10年以上 |

2. 受講者についてお教えください。

- | | | | |
|-----------------------|---------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------|
| ①ご自身の従事年数について… | <input type="checkbox"/> 3年未満 | <input type="checkbox"/> 3～5年未満 | <input type="checkbox"/> 5年以上 |
| ②ご自身の役職について……… | <input type="checkbox"/> 役員 | <input type="checkbox"/> 職員 | <input type="checkbox"/> その他 () |
| ③本研修（H23より実施）の受講について… | <input type="checkbox"/> 今年が初めて | <input type="checkbox"/> 以前に参加したことがある | |

3. 本日の研修をどこで知りましたか。（複数回答可）

- | | | | |
|--|---------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 中央会のメール | <input type="checkbox"/> 中央会のHP | <input type="checkbox"/> 大阪府のHP | <input type="checkbox"/> 中央会のメールマガジン |
| <input type="checkbox"/> 商工ニュース（メールマガジン） | | | |
| <input type="checkbox"/> その他 () | | | |

4. 本日のWeb研修を受講した動機を教えてください。（複数回答可）

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 組合課題に合致した内容だったから | <input type="checkbox"/> 将来役に立つ内容と思ったから |
| <input type="checkbox"/> 空き時間に視聴できるから | <input type="checkbox"/> 繰り返し視聴できるから |
| <input type="checkbox"/> 会場へ移動する必要がないから | <input type="checkbox"/> その他 () |

5. 本日の講座内容について理解できましたか。

- | | | | |
|----------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> よく理解できた | <input type="checkbox"/> ほぼ理解できた | <input type="checkbox"/> あまり理解できなかった | <input type="checkbox"/> 理解できなかった |
| 理由 () | | | |

6. 本日の講座内容は組合運営に役立てることができますか。

- | | | | |
|--|-------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 大いに役立てることができる | <input type="checkbox"/> 役立てることができる | <input type="checkbox"/> あまり役立たない | <input type="checkbox"/> 役立たない |
| 理由 () | | | |

7. 来年度以降実施を希望する研修テーマを教えてください。（複数回答可）

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 共同事業活性化 | <input type="checkbox"/> 外国人技能実習制度 |
| <input type="checkbox"/> 事業承継（組合による組合員企業の事業承継支援） | <input type="checkbox"/> 労務管理 |
| <input type="checkbox"/> 事業承継（組合員企業のための進め方セミナー） | <input type="checkbox"/> 消費税 |
| <input type="checkbox"/> 組合BCP（組合による組合員企業BCP策定支援） | <input type="checkbox"/> 組合会計 |
| <input type="checkbox"/> 企業BCP（組合員企業のためのBCP策定セミナー） | <input type="checkbox"/> 組合税制 |
| <input type="checkbox"/> 組合ビジョン・事業計画の事例発表 | <input type="checkbox"/> 組合法一般 |
| <input type="checkbox"/> 組合事業活性化事例発表 | <input type="checkbox"/> 定款変更認可申請・登記申請 |
| <input type="checkbox"/> トラブル事例対応 | |
| <input type="checkbox"/> その他 () | |

ご協力ありがとうございました。